

議案第66号

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

土曜日の放課後子どもクラブについて、開所する放課後子どもクラブを拠点校に集約した上で、現在午前8時から午前12時までの開所時間を午前7時30分から午後6時までに拡大するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開所時間)</p> <p>第3条 子どもクラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土曜日 <u>午前7時30分から午後6時まで</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、取手市立学校管理規則(昭和48年教育委員会規則第3号)第3条第3号から第9号までに規定する学校の休業日(以下この項において「休業日」という。)における子どもクラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休業日が土曜日の場合 <u>午前7時30分から午後6時まで</u></p> <p>3 教育委員会は、第1項第1号及び前項第1号の場合に<u>あつては午後5時から午後7時までの間、第1項第2号及び前項第2号の場合にあつては午後6時から午後7時までの間</u>、子どもクラブを延長して開所することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 子どもクラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(開所時間)</p> <p>第3条 子どもクラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 土曜日 <u>午前8時から午前12時まで</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、取手市立学校管理規則(昭和48年教育委員会規則第3号)第3条第3号から第9号までに規定する学校の休業日(以下この項において「休業日」という。)における子どもクラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 休業日が土曜日の場合 <u>午前8時から午前12時まで</u></p> <p>3 教育委員会は、第1項第1号及び前項第1号の場合に<u>おいて、午後5時から午後7時までの間</u>、子どもクラブを延長して開所することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(休所日)</p> <p>第4条 子どもクラブの休所日は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 土曜日(次条に規定する場合を除く。)

(3)から(5)まで (略)

2 (略)

(土曜日の開所)

第4条の2 前条第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる子どもクラブは、土曜日においても開所する。

(1) 取手東小学校放課後子どもクラブ

(2) 高井小学校放課後子どもクラブ

(3) 藤代小学校放課後子どもクラブ

(対象児童)

第5条 子どもクラブに入所することができる児童は、子どもクラブを設置している小学校に就学している児童とする。ただし、土曜日に開所する子どもクラブに入所することができる児童は、別表第1に規定する子どもクラブが設置されている小学校に就学しているもので、その保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいないことが常態であるものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に入所を必要と認める児童は、子どもクラブに入所することができる。

(利用料等)

第9条 (略)

2 (略)

3 利用決定者は、第3条第3項の規定により延長して開所した時間帯において子どもクラブを利用するときは、前2項に規定する利用料に加え、利用する児童1人につき別表第4に規定する額の利用料を加算金として納付しなければならない。

4 (略)

(2)から(4)まで (略)

2 (略)

(対象児童)

第5条 子どもクラブに入所することができる児童は、子どもクラブを設置している小学校に就学している児童とする。ただし、教育委員会が特に入所を必要と認める児童にあつては、この限りでない。

(利用料等)

第9条 (略)

2 (略)

3 利用決定者は、午後5時から午後7時までの間において子どもクラブを利用するときは、前2項に規定する利用料に加え、利用する児童1人につき別表第4に規定する額の利用料を加算金として納付しなければならない。

4 (略)

別表第4を次のように改める。

別表第4（第9条関係）

1か月の利用日数のうち、第3条第3項の規定により延長して開所した時間帯に利用した日数	加算金の額
1日以上7日以下	1,000円
8日以上14日以下	1,500円
15日以上	2,000円

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。